

令和 6 年度食品表示基準改正の 報告について

令和 7 年 6 月

消費者庁食品表示課

食品表示基準（令和7年3月28日公布）改正事項

1. 栄養強化目的の添加物の表示義務化

（概要）令和2年3月31日に公表された「食品添加物表示制度に関する検討会」の報告書を踏まえ、一般用加工食品の横断的義務表示における添加物の免除規定のうち、栄養強化の目的で使用されるものに関する記述を削除する。

（対象）第3条第1項

別表第4「個別の表示ルール（名称、原材料名、添加物、内容量）」

別表第24「一般用生鮮食品の個別的表示事項」

2. 栄養素等表示基準値等の改正

（概要）令和6年10月11日に公表された「日本人の食事摂取基準（2025年版）」策定検討会報告書（厚生労働省）を踏まえ、栄養素等表示基準値等を改正する。

（対象）別表第9「栄養成分及び熱量の表示単位、測定法、許容差の範囲及びゼロと表示できる場合の含有量」

別表第10「栄養素等表示基準値」

別表第12「栄養成分の補給ができる旨の表示の基準値」

3. 個別品目ごとの表示ルールの見直し

（概要）令和5年度食品表示懇談会の取りまとめにあるように「個別品目ごとの表示ルール」については、横断的な表示基準が策定されてから本格的な見直しを行っていないことから、令和6年度に開催された「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」における、品目ごとに関係する業界団体からのヒアリング、ルールの要否及び改正の必要性についての検討の結果を踏まえ、食品表示基準を見直す。

（対象）別表第3「食品の定義」、別表第4「個別の表示ルール（名称、原材料名、添加物、内容量）」

別表第5「名称の規制」、別表第19「追加的な表示事項」

別表第20「表示の様式」、別表第22「表示禁止事項」

食品表示基準（令和7年3月28日公布）改正事項

1. 栄養強化目的の添加物の表示義務化

（概要）令和2年3月31日に公表された「食品添加物表示制度に関する検討会」の報告書を踏まえ、一般用加工食品の横断的義務表示における添加物の免除規定のうち、栄養強化の目的で使用されるものに関する記述を削除する。

（対象）第3条第1項

別表第4「個別の表示ルール（名称、原材料名、添加物、内容量）」

別表第24「一般用生鮮食品の個別的表示事項」

改正後の例

●食品表示基準第3条第1項

添加物	1. 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、（中略）当該添加物の物質名を表示する。 【削除】 一 加工助剤（略） 二 キャリーオーバー（略） （2. から4. 略）
-----	---

●食品表示基準別表第4

農産物漬物	添加物	【削除】
乾めん類	添加物	次に定めるところにより表示する。 一 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い、めんに添加したものにあってはめんの原材料名の表示に併記して、添付してある調味料、やくみ等に添加したものにあっては添付してある調味料、やくみ等の原材料名の表示に併記して表示する。 【削除】 二 （略）

改正前の例

添加物	1. 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、（中略）当該添加物の物質名を表示する。 一 栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品及び機能性表示食品を除く。） 二 加工助剤（略） 三 キャリーオーバー（略） （2. から4. 略）
-----	---

農産物漬物	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
乾めん類	添加物	次に定めるところにより表示する。 一 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い、めんに添加したものにあってはめんの原材料名の表示に併記して、添付してある調味料、やくみ等に添加したものにあっては添付してある調味料、やくみ等の原材料名の表示に併記して表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。 二 （略）

食品表示基準（令和7年3月28日公布）改正事項

2. 栄養素等表示基準値等の改正

（概要）令和6年10月11日に公表された「日本人の食事摂取基準（2025年版）」策定検討会報告書（厚生労働省）を踏まえ、栄養素等表示基準値等を改正する。

（対象）別表第9「栄養成分及び熱量の表示単位、測定法、許容差の範囲及びゼロと表示できる場合の含有量」

別表第10「栄養素等表示基準値」

別表第12「栄養成分の補給ができる旨の表示の基準値」

改正後の例

●食品表示基準別表第9

栄養成分及び熱量	表示の単位	測定及び算出の方法	許容差の範囲	〇と表示することができる量
ビタミンB6	(略)	高速液体クロマトグラフ法又は微生物学的定量法		

●食品表示基準別表第10

栄養成分及び熱量	栄養素等表示基準値
たんぱく質	85g
脂質	70g

●食品表示基準別表第12

栄養成分	高い旨の表示の基準値		含む旨の表示の基準値		強化された旨の表示の基準値
	食品100g当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品100ml当たりの場合）	100kcal当たり	食品100g当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品100ml当たりの場合）	100kcal当たり	食品100g当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品100ml当たりの場合）
たんぱく質	17.0g(8.5g)	8.5g	8.5g(4.3g)	4.3g	8.5g(4.3g)

改正前の例

栄養成分及び熱量	表示の単位	測定及び算出の方法	許容差の範囲	〇と表示することができる量
ビタミンB6	(略)	微生物学的定量法		

栄養成分及び熱量	栄養素等表示基準値
たんぱく質	81g
脂質	62g

栄養成分	高い旨の表示の基準値		含む旨の表示の基準値		強化された旨の表示の基準値
	食品100g当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品100ml当たりの場合）	100kcal当たり	食品100g当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品100ml当たりの場合）	100kcal当たり	食品100g当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品100ml当たりの場合）
たんぱく質	16.2g(8.1g)	8.1g	8.1g(4.1g)	4.1g	8.1g(4.1g)

食品表示基準（令和7年3月28日公布）改正事項

3. 個別品目ごとの表示ルールの見直し

（概要）令和5年度食品表示懇談会の取りまとめにあるように「個別品目ごとの表示ルール」については、横断的な表示基準が策定されてから本格的な見直しを行っていないことから、令和6年度に開催された「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」における、品目ごとに関係する業界団体からのヒアリング、ルールの要否及び改正の必要性についての検討の結果を踏まえ、食品表示基準を見直す。

（対象）別表第3「食品の定義」、別表第4「個別の表示ルール（名称、原材料名、添加物、内容量）」
別表第5「名称の規制」、別表第19「追加的な表示事項」
別表第20「表示の様式」、別表第22「表示禁止事項」

●令和6年度検討→改正済み(20品目)

調理冷凍食品、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、チルドぎょうざ類、マーガリン類、みそ、炭酸飲料、即席めん、マカロニ類、ジャム類、うに加工品、うにあえもの、乾燥わかめ、塩蔵わかめ、農産物缶詰及び農産物瓶詰、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、調理食品缶詰及び調理食品瓶詰、レトルトパウチ食品、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、パン類、（ハム類、ソーセージは定義のみ先行して改正）

●令和6年度検討→分科会での検討は終了、令和7年度検討分と併せて改正予定(5品目)

果実飲料、豆乳類、乾燥スープ、風味調味料、しょうゆ

●令和7年度検討予定(17品目)

農産物漬物、乾めん類、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、食用植物油脂、食酢、削りぶし、煮干魚類、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、トマト加工品、ウスターソース類、凍り豆腐、ベーコン類、ハム類、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ

食品表示基準改正までの流れ

令和6年12月13日

食品表示基準の改正内容案について、令和6年度食品表示懇談会に報告

- 1 栄養強化目的の添加物の表示義務化
- 2 栄養素等表示基準値等の改正
- 3 個別品目ごとの表示ルールの見直し

※個別品目ごとの表示ルールについては、残りの品目について、引き続き分科会において検討し、来年度、懇談会に報告予定。

令和6年12月24日
～
令和7年1月28日

パブリックコメント実施

令和7年1月30日
2月21日

消費者委員会（食品表示部会）で議論

令和7年3月28日

食品表示基準の一部を改正する内閣府令公布

- 経過措置期間：栄養素等表示基準値等の改正については、令和10年3月31日
その他の改正については、令和12年3月31日
- ※調理冷凍食品については、令和8年4月1日～施行

食品表示基準について（消費者庁次長通知）改正
食品表示基準 Q & A 改正